

令和8年度唐津市インターンシップ実施要綱

令和8年6月1日

告示第200号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき設置された大学(以下「教育機関」という。)に在学する学生(以下「学生」という。)が、市政に対する理解を深めるとともに、進路の選択に向けた就業意識の向上に寄与することを目的として唐津市(以下「市」という。)が実施する市の機関における就業体験(以下「インターンシップ」という。)の機会の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施期間)

第2条 インターンシップの期間は、原則として3日とする。

(受入れの申請等)

第3条 インターンシップを希望する学生は、市が指定する方法により申し込むものとする。

2 市は、インターンシップの申込みがあったときは、受入れの可否を当該学生に通知する。

(実習に係る費用)

第4条 前条の規定による受入れが決定した学生(以下「実習生」という。)の受入れに要する経費は無償とする。

2 市は、実習生に対して、賃金、報酬、手当、旅費その他の費用を支給しない。

(実習生の身分)

第5条 実習生は、在籍する教育機関の学生としての身分を有し、市の職員としての身分を有しない。

(実習生の遵守事項)

第6条 実習生は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 法令等を遵守すること。

(2) 実習中は実習に専念し、職員の指示に従い、積極的な姿勢で実習に臨むこと

とし、市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしないこと。

(3) 実習中に知り得た個人情報等については、実習中及び実習後を通じ、外部に漏らさないこと。

(4) 市民に不快感を与えないよう、服装、言葉遣い、市民に対する態度に十分配慮すること。

(5) 実習中、貸与された名札を着用すること。

(事故等の責任)

第7条 実習における事故等の責任は、次のとおりとする。

(1) 実習生は、実習中（実習場所への往復を含む。以下同じ。）の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故については、自らの責任において対応するものとする。

(2) 実習生が故意又は過失により市又は第三者に損害を与えたときは、実習生は、その損害を賠償するものとする。

(実習生の提出書類)

第8条 実習生は、前2条の規定を遵守することを誓約するため、市が指定する誓約書を実習の開始前までに提出しなければならない。

(実習の中止)

第9条 市は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができるものとする。

(1) 実習生がこの要綱の規定に従わないとき。

(2) 実習生が正当な理由なく、実習に参加しないとき。

(3) 市の業務に支障を来すと認められる事態が生じたとき。

(4) その他実習を継続することが困難な事由が生じたとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。